鹿屋市ネーミングライツ事業命名権者募集要領

１　目的

市が有する公共施設に対し、企業名等を冠した愛称を一定期間付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を設定し、命名権者からその対価を得ることにより、施設のサービスの維持・向上を図ることを目的とします。

２　募集する対象施設

以下の施設を募集します。

No	施設名	所在地	R7 施設利用者数
１	**鹿屋市体育館**	鹿屋市向江町 29 番地 1	54,326 人
２	**平和公園串良平和アリーナ**	鹿屋市串良町有里 4831 番地３	60,477 人
３	**鹿屋市武道館**	鹿屋市向江町 29 番地 1	28,710 人
４	**鹿屋市文化会館**	鹿屋市北田町 11107 番地	20,027 人
５	**鹿屋市野里運動公園** **（サッカー場、テニスコートほか）**	鹿屋市野里町 3735 番地 1	14,903 人 ※R7.11～R8.３
６	**鹿屋運動公園** **（野球場、陸上競技場ほか）**	鹿屋市西原２丁目２番地３	42,110 人

【施設に関する問い合わせ先】

・No.1,2,3,5,6：鹿屋市 産業交流部 スポーツ振興課　（0994-31-1139）
・No.4：鹿屋市教育委員会　生涯学習課　（0994-31-1138）

【ネーミングライツに関する問い合わせ先】

・鹿屋市 総務課 財産活用推進室　（0994-31-1153）

３　契約期間

原則、３年以上５年以下とします。

４　金額等

（１）ネーミングライツ料（希望金額）

No	施設名	希望金額（年額）※
1	鹿屋市体育館	110万円以上
2	平和公園串良平和アリーナ	77万円以上
3	鹿屋市武道館	62万円以上
4	鹿屋市文化会館	100万円以上
5	鹿屋市野里運動公園 (サッカー場、テニスコートほか)	69万円以上
6	鹿屋運動公園 (野球場、陸上競技場ほか)	99万円以上

※　提示額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は希望金額ですので、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっていますので、審査の際に評価されます。

（２）ネーミングライツ料の用途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

（３）ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度本市が発行する納付書等により、５月末までに一括してお支払いいただくことを基本とします。ただし、契約期間が12月に満たない場合は、１月当たりの額（千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額）を算出し、納付書等により、市が定める日までにお支払いいただくこととします。

５　費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、次表のとおりです。ネーミングライツ料とは別に命名権者が負担する費用が発生します。

区分	費用負担・主体	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更（施設看板や道路標識）　※１		○
新設した看板等の維持管理		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約後に作成するパンフレット等の印刷物や本市ホームページの表示変更　※２	○	
市民への周知	○	

※１　敷地内外や新設する看板設置等は、市や関係機関等と協議の上、可能な表示について行うものとします。

※２　印刷物については、残部数や改訂の時期等を踏まえ、命名権者と協議の上、変更時期を決定することとします。

６　命名権者のメリット

（１）愛称の普及

施設の愛称を本市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着が図れます。

（２）看板等の設置

敷地内外に愛称の看板を設置することができます。

（３）その他

その他の命名権者にとってメリットとなる取組みについては、本市と協議の上、実施可能なものについて行います。

７　愛称の条件

（１）施設にふさわしい愛称とし、わかりやすく市民に親しまれるものとします。

（２）混乱を避けるため、契約期間において、愛称の変更はしないものとします。

（３）具体的な条件

①　施設の運営管理、経営等に影響を与えないものであること。

②　鹿屋市以外の地域を連想させるような名称や品位に欠けるような名称ではないこと。

③　民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称ではないこと。

④　公共施設等が指定管理者制度導入施設である場合、指定管理者と競合するような名称ではないこと。

⑤　次のいずれかに該当する愛称は使用できません。

ア　法令等に違反するおそれのあるもの
イ　公序良俗に反するおそれのあるもの
ウ　人権を侵害するおそれのあるもの
エ　差別を助長するおそれのあるもの
オ　政治性又は宗教性のあるもの
カ　社会問題についての主義主張に当たるもの
キ　公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
ク　美観を損なうおそれのあるもの
ケ　青少年にとって有害であると認められるもの
コ　第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
サ　前各号に掲げるもののほか、愛称として適当でないと市長が認めるもの

８　応募資格

本市に本社・事業所等がある、又は**施設と関連する事業を展開している**、法人その他の民間事業者（以下「法人等」という。）であって、次の事項に該当しない法人等に限ります。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びこれに類する業種
(2) 消費者金融業及び事業者金融業
(3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものは除く。
(4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
(5) 占い、運勢判断等に関するもの
(6) 興信所、探偵事務所等
(7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
(8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
(10) 各種法令に違反しているもの
(11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
(12) 暴力団（鹿屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が、その経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
(13) 本市から指名停止を受けているもの
(14) 国税、地方税等に未納があるもの
(15) 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

※広告代理店等を通して応募する場合は、委任状の提出を求めますが、この場合において、本市が広告代理店等に対して手数料を支払うものではありません。

９　応募に必要な書類

次の書類を１部「10の（３）受付場所」へ提出してください。

①　ネーミングライツ事業申込書（様式１）
②　法人等概要調書（様式２）
③　誓約書（様式３）
④　添付書類
　ア　定款（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
　イ　登記事項証明書
　ウ　直近の決算報告書及び事業報告書
　エ　直近の納税証明書（市税等の滞納がないことの証明書）
　オ　設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
　カ　新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザインなど（任意様式）
　キ　委任状（任意様式）　※広告代理店等を通して応募する場合のみ

※提出された書類等は返却しません。
※申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。

10　受付期間等

（１）受付期間
　令和８年11月18日（水）～12月28日（月）
　応募書類は、下記期間内に持参又は郵送（**期間内に必着**のこと。）してください。

（２）受付時間
　午前８時30分から午後５時15分まで

（３）受付場所
　〒893-8501　鹿児島県鹿屋市共栄町20番１号
　鹿屋市　総務課　財産活用推進室
　電話：0994-31-1153（直通）

11　選定方法

応募書類を基に、ネーミングライツ事業審査委員会での審査を経て優先交渉権者を選定します。複数の応募があったときは、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、応募が１者であっても、優先交渉権者に係る審査を行い選定します。

なお、審査結果は、全ての応募者に文書にて通知します。

（審査項目）
　愛称、提案額、契約期間、経営の安定性、施設等の魅力向上、地域貢献　など

12　結果の公表

優先交渉権者または次点者との協議を経て、命名権者を決定した場合は、法人名、施設の愛称、契約金額等について市ホームページ等で公表します。

13　契約の締結

優先交渉権者として選定した者と契約締結に向けて協議し、協議が整った場合には、命名権者として、本市と契約を締結します。優先交渉権者と協議が整わず、合意に至らなかった場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行います。

14　契約の解除

信用失墜等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、その他の事情等により当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この場合に原状回復に係る費用は、命名権者の負担とします。

15　リスク分担

命名権者が設置・変更した看板等により、第三者に損害が生じた場合や愛称が第三者の商標権等を損害した場合の負担は、命名権者が負うものとします。その他、定めがないリスクが生じた場合等の負担は、本市と命名権者が協議し、決定するものとします。

16　その他

対象施設では、指定管理者制度を導入していますので、ネーミングライツ導入に際し必要な事項に関して、命名権者、指定管理者及び本市との間で協議を行うこととします。

※ただし、鹿屋市野里運動公園を除く

17　情報の取扱

応募内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外に使用しません。